

第294回1月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 会議録の承認
4. 審議事項
5. 協議事項
6. その他
7. 閉会宣言

開会日時

令和8年1月19日（月）午後1時30分

会場

安来市役所 安来庁舎 3階 301会議室

出席委員の氏名

教育長	秦 誠 司
委員	青 砥 洋
委員	原 智
委員	寺 田 禎
委員	遠 藤 恵 子

出席者の氏名

教育部長	遠 藤 浩 司	全議題
教育総務課長	岩 崎 幸 志	全議題
学校教育課長	三 代 和 宏	全議題
給食教育課長	内 藤 有 里 子	全議題
文化課長	金 山 尚 志	全議題
教育総務課主査	加 藤 理 子	全議題
学校教育課主査	小 西 修 二	全議題
教育総務課主幹	徳 永 敦 雄	全議題

1. 開会宣言

午後1時30分 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

(教育長)

本年最初の会でございます。皆様どうぞ本年もよろしくお願ひいたします。1月6日の震度5強の地震発生は安来市南部が震源ということで、大変ご心配だったところでございます。いろいろと大小ありますけれども、皆様にご無事でなによりだったと思います。学校校舎、或いは文化課所管施設等、情報収集に努めているところでございます。幸いに学校の方はまだ冬休み中で、始業式まで1日ありましたので、広瀬中・広瀬小あたりも、パネルが落ちてきたり、理科の実験道具等が割れたりとか、いろいろありましたけれど、本体そのものは特に大きな被害はなかったですので、8日に無事、始業式を行ったところでございます。施設係の方は一生懸命、復旧に取り組んでおりますけれども、私も部長と一緒に広瀬小、広瀬中、三中、赤江小、井尻小、母里小と学校からの被害報告が多かった学校を中心に見て周りましてけれども、校舎そのものには影響がないというところで、心配なところは点検に入ってもらい、安全が確認されましたので、8日からスタートをしているという状況でございます。

それから、1月3日の二十歳の集いには、ご都合のついた委員の皆さんにご出席いただきましてありがとうございます。今年は女性は大半が振袖で男性はスーツで来ていらっしやいましたけれども、非常に落ち着いた雰囲気で行われて良かったなと思います。

それから昨日の新聞にも出ておりましたが、地元選出の国会議員と県会議員の皆様、丸山島根県知事が被害状況を把握視察のために、月山富田城趾を訪れておられました。ここでも石垣の上から大きな石が3つほど30メートル落ちておりました。そのあと八幡町の中も、車窓からだったようですけれども通って見ておられ、市立病院の方へというようなルートを視察していただきました。丸山知事は、それより前に東比田を視察していただいております、それぞれの役割を明確にしながら復旧に努めるというような、青木議員のコメントが新聞に出ておりました。教育委員会でも、復興に向けた予算獲得に向けて、復旧に努めてまいります。

3. 会議録の承認

第293回12月定例教育委員会

(承認)

4. 審議事項

1) 議第24号 安来市立小中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課長) 資料1により説明

今回の改正は、安来市小中学校適正配置に基づく安来市立山佐小学校の閉校並びに自治会新設及び廃止に係る通学区域に係る規則の改正を行うものでございます。

別表1小学校の山佐小学校の項を削り、広瀬小学校へ山佐小学校の通学区域であった「常願寺を除く上山佐」及び「奥田原」を加えるものです。

また、別表2中学校の表の広瀬中学校の通学区域から閉校する山佐小学校区を削る改正となります。山佐小学校の閉校に伴う改正部分についての施行日は、令和8年4月1日となります。

続きまして、自治会の新設及び廃止に係る部分の改正ですが、これにつきましては、近年の自治会新設廃止に伴う通学区域の整理ができておりませんでしたので、このたび改正を行うものでございます。

(委員)

削除されている町内はすでになくなっていたり、合併されていたりするものですか。

(教育部長)

はい。安来市の総務課に申請のあったものになります。

(教育長)

十神小校区の西飯島町というのが新しくありますが、どのあたりになりますか。

(教育部長)

後飯島第一自治会から別れた所です。場所は国道9号線と旧道の間、吉田川の西側にあり、中井出川沿いにある住宅地で28世帯程度の自治会です。

(教育長)

二中校区に関しては、宇賀荘だけれども社日小に通う地区など少し複雑になっております。

(承認)

2) 議第25号 安来市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定に

ついて

(学校教育課長) 資料2により説明

今回の改正は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会が置かれている公立の義務教育諸学校等の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、当該学校における業務量管理、健康確保措置の実施に関する内容を含めることとされたため、規則の改正を行うものでございます。「新旧対照表」をご覧ください。学校長は、教育目標及び学校経営計画に関すること、教育課程の編成に関すること、学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること、など毎年度、学校運営に係る基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得ることとなっております。このたびの根拠法令の改正により、新たに教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置である業務量管理、健康確保措置の実施に関すること、を承認事項として加えるものであります。これにより、学校は学校運営協議会での議論を経て、働き方改革の観点から、各校・各地域の実情に応じて、現状の業務の見直しを進めていくこととなります。

(委員)

新しく加えられた業務量管理、健康確保措置の実施というのは以前は何処に記載があったのでしょうか。

(学校教育課長)

今回の改正に伴って、初めて学校設置者である市にこの計画の策定を義務づけるということになりました。その市の、業務量管理、健康確保措置計画に基づいて各学校がそれぞれの実情に合わせて、業務量の管理や健康福祉に対する方針の具体的事項を定めていくということになっておりますので、この内容につきましては、学校運営協議会で学校の基本方針としてお諮りをするということはございませんでした。

(委員)

改正前の4号が改正後は5号になり、今回の業務量管理の条文が新たに4号になったということで、これは法律に基づいた部分を差し込んだというような解釈でよろしいですか。

(教育部長)

お見込みの通り、おそらく、国や県からこの準則が示されてそれに従ってそこに入れたのではないかと今推測しているところです。

(委員)

毎年度の基本的な方針を学校で作成されて、承認が得られると、あとは

その実際の業務量や健康確保の措置を何をされたかなど、そういった報告はどのようにされるのでしょうか。

(学校教育課長)

今回の計画等についての報告を各学校からいただきまして、定例の教育委員会会議でも報告させていただきますし、総合教育会議の方でも報告をさせていただきます。

(教育長)

月ごとの各教職員の労働時間は、勤怠管理のシステムで全員の分を見ることができますので、現状教育委員会事務局の方でも把握ができます。それから各学校において、時間外の非常に多い職員については、その理由や減らすにはどうしたらよいかを、校長が当該職員と話し合う事を求めます。ご承知のように、現在は教員調整給として最初から4%の手当がついております。それを、今年1月1日から1%ずつ引き上げて、令和13年までに10%に引き上げるというものですが、手当だけを引き上げればいいのではなく、やはり時間外労働をできるだけ減らしていくという、両輪で働く環境を整備する国の方針が出たところでございます。教職員は、部活動顧問などもあり、はっきりと業務区別ができない、通常の事務的業務とはまた違う部分が非常に大きいという性質があります。今回、そういう働き方を改善していこう、改革を取り組んでますよということで、若い皆さんにしっかりアピールをして、教員になってくれる人たちを増やしていこうという、次の世代へのアピールでもあります。

(承認)

3) 議第26号 安来市子どもの育ちを支えるネットワーク会議設置要綱の一部改正について

(学校教育課主査) 資料3により説明

今回の改正は、安来市子どもの育ちを支えるネットワーク会議を構成する団体の名称が変更となっており、要綱の改正を行うものでございます。第3条第1項第4号では、「安来市幼稚園PTA連合会」を「安来市幼稚園・こども園PTA連合会」に、そして同項第8号で「安来市私立保育園連盟」を「安来市私立保育連盟」に名称を改めるものでございます。

(委員)

教育委員会告示の一部改正と言うことで、先ほどの規則の一部改正との違いは何ですか。それから、私立保育園の「園」を取るその理由はなぜ

ですか。

(教育総務課主幹)

今回の改正は、要綱の改正になっております。規則の改正と異なり、要綱の改正については告示という形式をとり、周知するものになります。規則と要綱で、その性質の違いによるものです。

(学校教育課主査)

「園」が抜かれた理由についてはまた確認してお伝えいたします。

(承認)

4) 議第27号 安来市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

(学校教育課主査) 資料4により説明

今回の改正は、特別支援教育奨励費のオンライン申請を開始するため、申請及び必要書類に関する条文の改正を行うものでございます。要綱の改正部分につきましては、第7条中の「様式第1号」を「別記様式」に、「次に掲げる」を「教育委員会が必要と認める」に改め、同条第2項の電磁的方法での申請について加えるものです。学校の事務負担軽減と利用者の利便性向上のために、特別支援教育就学奨励費のオンライン申請に対応するための改正でございます。これまで申請は学校経由で提出することとしておりましたが、オンラインで申請した場合は、教育委員会に直接申請となることから、申請方法に関する条文を改正するものです。また必要書類を整理し、簡潔にオンライン申請ができるように対応するよう改正をしております。

(委員)

今までは、領収書等を貼り付けて出したりしていたと思いますが、それも写真を撮るなり何なりという電磁的形でできるようになるということでしょうか。

(学校教育課主査)

今回の改正は認定の申請になりますので、領収書等は保管をしておいていただいてまた出していただく必要があります。

(委員)

この教育委員会が定める電磁的方法というのは、例えばスマホとかからでもできるようになるのでしょうか。

(学校教育課主査)

そうです。入力フォームがありますので、それに従って入力をしていただくと、それが今まで出していた様式に反映をされ、簡単にできるようになっております。操作が得意な方と苦手な方がおられるかもしれませんが、申請は可能になっています。

(教育長)

いろいろなものがオンラインで出来るようになり、若い保護者さんはスマホで完結できるやり方になれていらっしゃるようです。電子申請はこれだけ浸透してきておりますので、可能な限りそちらにシフトしていくための改正という事でございます。

(承認)

5. 協議事項

1) 協第2号 第二中学校、伯太中学校再編整備基本構想 (案) について (教育総務課長) 資料5により説明

「第二中学校、伯太中学校再編 整備基本構想 (案)」の説明をさせていただきます。まずは目次を載せております。整備基本構想案の大きな項目として8つ載せております。「1. 社会情勢及びこれまでの経過」から、「8. 事業スケジュール」の8項目としています。1から4までが方針を作成する前提条件となるもので、5から7が再編中学校整備の「考え方、コンセプト、整備概要」となっています。「1. 社会情勢及びこれまでの経過」では、昨年8月に再編地域協議会での合意、そして教育委員会での決定内容を載せています。この中で、再編後の中学校の場所については現在の第二中学校とその隣接地とすること、開校時期については令和13年度を目途に開校を目指すこと、となりましたのでそれに基づき、この整備基本構想案を作成しています。「2. 整備基本構想の概要」では、社会情勢の変化、上位計画・関連計画、小中学校の現状等を受けて、再編中学校建設において目指すべき学校づくりのコンセプトを定め、そのコンセプトに基づき、整備方針や施設の有効活用のために必要な事項を定めたものです、としています。その下には、「3. 学校教育関連計画の動向」として、国や県、市の上位計画などをまとめています。「4. 安来市立小中学校適正配置基本計画」の抜粋を載せており、小学校及び中学校の再編計画を載せています。表の下側、中学校の再編計画として、5校ある中学校のうち第二中学校、伯太中学校を再編成する計画となっています。まず、安来市の中学校の歴史を載せており、次に安来市の中学校の再編につい

で載せています。そして、再編対象校と適正規模・適正配置についてまとめており、再編の対象となっている第二中学校、伯太中学校の生徒数及び今後の見込みについて計画を策定した令和5年度の数字を載せています。なお、令和7年度、今年度の生徒数は第二中学校が76人、伯太中学校が104人となっています。続いて、新設中学校整備における基本的な方針を載せています。基本的な方針として、文部科学省の「学校施設整備指針」を踏まえるとともに、安来市の教育理念、中学校の再編における考え方に基づき、新設中学校の施設整備の計画及び設計における基本的な方針を示しています。なお書きとして、ライフサイクルコストを考慮する観点から、市内施設の維持管理の状況も考慮し、将来にわたって保守・管理がしやすく、長期にわたりよりよい環境が維持できる校舎であることが重要だと考えています。基本的な方針として、枠で囲っている4項目にまとめております。「協働的な学び」を実現する柔軟な学習環境づくりでは、「今後は、多様な教育内容等に対応した学習形態や、高度な教育機器の導入などを可能とする高機能かつ多機能な学習環境の確保が求められていること」、「生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学びや活動に柔軟に対応出来る学校施設として計画すること」を記載しています。「計画のあり方」等についての説明は省略させていただきますが、関連する項目を文部科学省が示す整備指針から抜粋しています。「ゆとりと潤いを感じられる生活環境づくり」では、生活の場として快適な居場所として計画すること、安来市の自然や文化性を生かし生徒の地域愛を育み持続的な安来市の将来の発展・グローバルな人材を育成すること、こころのゆとりや潤いをもって学校生活を送れる場となることを記載しています。「地域の特性を生かした連携環境づくり」では、生涯学習の場としての活用を推進しやすい整備・しくみをふまえた計画とすること、誰もが利用しやすい施設となるべく、バリアフリー対策を図っていくことを記載しています。「ウェルビーイングに配慮した校内環境づくり」では、すべての生徒の「育ち」「学び」を最優先に考え環境を整備する必要があること、生徒の主体的な活動を発揮できる空間、生徒の心に寄り添うカウンセリングの機能や、多様性を持った施設を整備すること、教職員にとっての校内環境も大切であることにも触れています。次に、建設場所及び敷地面積について記載しています。整備基本構想案では、具体的な敷地範囲を明示しませんが、現在策定している基本計画では敷地範囲、建物配置についても具体的に検討することとしています。校舎規模の想定と施設機能については、それぞれの部屋数を最大、最小を想定して記載し、基準教室面積は70㎡が適しているとまとめました。最後に校舎規模のとりまとめとして、想定される校舎規

模は約3,400㎡～約5,100㎡としました。次に新設中学校の開校までのスケジュールを載せています。この事業スケジュールは、年末に配布した広報誌どげなかねの記事や、どじょっこテレビでの説明に用いておりますが、青色の再編準備会の矢印が資料では令和11年度で終わっていますが、他校区での再編スケジュール全体を検討する中で、令和12年度までかかることも想定されることから、今後使う資料では、この青色の矢印が令和12年度までかかっているものを用いようと考えています。以上が、整備基本構想案の説明ですが、この整備基本構想案の策定までの流れとして、今回、教育委員の皆様の説明させて頂きましたので、今後、ご意見をいただき、それをふまえてまとめてまいりたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

(委員)

気になった点として、16ページの「解決」「困難」など主語が何か、また、「一人一人」だったり「一人ひとり」だったり表記が統一されていない、「常体」と「敬体」が混ざっている、「総合的な学習」は何を意味しているのか、「総合的な学習の時間」なのか、があります。

(教育総務課長)

検討し修正いたします。

(委員)

私も気になった点として、16ページの「生きる力をつけなければいけない」という表現は違和感を感じました。また、23ページの「新設中学校施設の維持管理」について、最近の安来一中、広瀬中などを見ていると、デザインに走っているのではと感じますが、ここには維持管理が謳ってあります。安来らしい特徴を活かした建物というのも子どもたちにとっては良いと思いますが、今回はそこを重視されているのですか。

(教育総務課長)

検討いたします。校舎の建設に関しましては、資材調達のことや建設手法コストの問題もありますし、子どもたちが行きたいと思える校舎であることなど様々なバランスを考え検討していかなければならないと思っております。

(委員)

23ページの「多様な学習集団」とは、教室内がバラバラになっており、各々好き勝手にやっというイメージがしますが。

(教育総務課長)

「学習集団」とは「クラス」のことであると認識しておりますが、文部科学省の指針から抜粋しておりますので再度確認いたします。

(委員)

「多様」とはまさしくバラバラになることかもしれません。修学旅行前学習や総合的な学習の時間などクラスの中でテーマにそってグループに分かれて学習する事があることも考えられるのかなと思います。

(教育長)

表現の仕方だと思いますが、固定されたクラスの集団の中だけではなくクラスの中でも少人数のグループごとに分かれたりして、きめ細やかな指導も出来るというイメージだと思います。

(委員)

23ページ、体育館では「吸音性も考慮した計画」と記載がありますが、広瀬中学校ではパネルが落ちてきたりなどもしておりました。体育館の構造はよくわからないのですが、やはり子どもたちが安全に安心して過ごせる、使えるようなことも考慮して、計画を立てていただくようお願いしたいです。

(教育長)

安全安心が一番だと思います。復旧については施工業者と相談しながら進めていきます。またこの文書については後日集約をいたしますので、文言・ご意見等チェックして、ご指摘をよろしくお願いいたします。

6. その他

(文化課長)

前回の定例教育委員会報告事項報第13号公共施設使用料等の見直しに伴う関係規則の整備に関する条例の規則制定について、お答えできなかったご質問について、施設担当課の観光振興課、定住産業課に確認をいたしましたのでご報告致します。安来節演芸館のプロジェクターにつきましては、ハイビジョン対応の高性能なものを導入しましたが、以前からの1,546円という料金設定を踏襲していました。このたびの料金改定に合わせ、アルテピアの同種のプロジェクターが13,000円であることを勘案し、10,000円という料金設定としたということでした。やすぎ懐古館一風亭につきましては、地域住民の方より冷蔵ケースや冷暖房機器の貨出し依頼があった際に対応できる規定がこれまでなかったため、規則に規定したということでした。

次回定例会

2月3日（火）14：00から

7. 閉会宣言

教育長が午後2時50分閉会を宣言し、1月定例教育委員会の日程を終了した。